

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

新規 変更

平成26年9月30日

(宛先) 京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 南丹市園部町千妻マカリ1番地1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社 湖池屋 代表取締役社長 田子 忠 電話 0771-63-0375

主たる業種	その他のパン・菓子製造業					細分類番号	01	91	71	9		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号											
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	工場内全工程におけるエネルギー量を把握して、この結果を基に改善を進め平成23～25年度平均を基準として2%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。											
計画を推進するための体制	省エネ推進体制として本社環境プロジェクトと連動して京都工場環境委員会を設けてエネルギーの合理的な使用によって社会の持続的な発展に貢献すると共にエネルギーコスト低減を図る。											
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	10,951.3 トン	10,770.8 トン	10,690.3 トン	10,943.2 トン	-1.4 パーセント						
	評価の対象となる排出の量	10,985.2 トン	10,770.8 トン	10,690.3 トン	9,431.5 トン	-6.3 パーセント						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 26年度は空調機更新、照明器具更新他を行い基準年度から214.4tの削減する。 27年度はPSA更新、空調更新等をすすめ基準年度から294.9tの削減をめざす。 28年は空調機更新、熱交換設備更新で基準年度から42tの削減を目指す。 										
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率					
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量 t × 10)	8.00	7.87	7.81	7.99	-1.25 パーセント					
		()					パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	原単位の指標及び目標の根拠	できたか どうかを判断する場合に生産量が増加しているがガスが減少した場合に削減度合いが判断しやすい。故に指標を 生産量とした。 各年度の原単位の算出には23～25年度の平均値を使用した。										
	重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考						
		57.0 パーント	61.0 パーント	61.0 パーント	128.0 パーント							
		(26) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理ガーベン構エアレーター更新 ・生産設備駆動高効率モーター更新 ・包装室照明器具更新 等で温室効果ガス削減を図る 									
	(27) 年度	<ul style="list-style-type: none"> PSAの更新 ・省エネ型空調機への更新等で温室効果ガス削減を図る 										
	(28) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ型空調機への更新 ・生産設備駆動高効率モーター更新 等で温室効果ガス削減を図る 										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容											
	上記の措置を採用する理由	車以外の交通手段が限られており遠方からの通勤者が多い為実施出来ていない。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン								
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	昨年度に続き北海道空知郡南富良野町において「ほっかいどう企業の森林づくり」「湖池屋の森」協定を結び森林保全(7.24ha)で社会貢献をしている。											
特記事項	第一計画期間の超過削減量(1511.7t-CO ₂)を平成28年度の排出量から差し引いて記載。											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で